- 1 郵便入札無効の要件
 - (1) 光市財務規則(平成16年光市規則第47号)、光市建設工事等競争入札心得第11項又は光市物品調達等競争入札心得第10項に定めるもののほか、次のいずれかに該当する郵便入札は、無効とする。
 - ア 入札書等を郵便以外の方法で送付した入札
 - イ 入札書等が到着期限を過ぎて到着した入札
 - ウ 入札書と同封して郵送する必要がある書類のうち、同封されて いないものがある入札
 - エ 同一の入札参加者名による入札書等が2通以上送付された入 札
 - オ 代理人の記名押印がある入札
 - (2) 到着した入札書等が無効の場合であっても、これを返却しない。
- 2 郵便入札の立会い等について

入札参加者は、入札の開札に立ち会うことができます。

入札参加者が立会いを希望するときは、入札日の前日の正午までに ファクシミリで入札監理課に申込みをしてください。

立会いについては、感染症防止対策等のため、やむを得ず行わない ことがあります。ただし、この場合は、当該開札に関係のない市の職 員を立ち会わせます。